

当社は、職業安定法 第 30 条第 1 項の許可を受けた職業紹介事業者（許可番号：40-ユ-301296）です。職業安定法 第 32 条の 13、職業安定法施行規則 第 24 条の 5 に則り、以下の内容を明示しますので、ご確認ください。

■取扱職種の範囲等

1. 取扱い職種：全職種
2. 取扱い地域：日本国内、ミャンマー連邦共和国、ネパール連邦民主共和国

■手数料に関する事項

1. 求職受付手数料

取扱い職種が芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ、手数料は求職の申込みを受理した日以降に次の手数料を申し受けます。但し、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が 1 か月に 3 件を超える場合は、3 件分を超えては申し受けません。

求職の受付 1 件につき 710 円（消費税込）

2. 届出制手数料に係る手数料表（消費税は別途加算）

【一般登録型】

サービスの種類及び内容	手数料の額		手数料負担者
求人受理の事務費用	1,000 円		求人者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬	期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50%（上限）	求人者
		期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金の 50%（上限）	
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬	当該求職者の 1 年間に支払われる賃金の 50%	求人者

【サーチ/スカウト型】

サービスの種類及び内容	手数料の額		手数料負担者
求人受理の事務費用	1,000 円		求人者
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金	500,000 円	求人者
	活動 1 日あたり	50,000 円	求人者
	成功報酬	<u>期間の定めのない雇用契約の紹介の場合</u> 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50%（上限） <u>期間の定めのある雇用契約の紹介の場合</u> 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金の 50%（上限）	求人者

上記の金額は、当社が申し受けできることのできる手数料の上限とし、実際の手数料、成功報酬を定めるものではありません。

■返戻金制度

入社日から一定の期間内に、求職者が本人の責めに基づく解雇又は自己都合により退職したときは、求人者より申し受けた手数料の一部を返還いたします。

※不可抗力（地震、災害、事故等本人の意思に関係ない）により発生した場合は、この限りではない。

※退職後 1 か月以上ご連絡がない場合は、適用外とさせていただきますのでご了承ください。

入社日から 1 か月以内の退職の場合	⇒	手数料の 80% 返還
入社日から 1 か月を超え 3 か月以内の退職の場合	⇒	手数料の 50% 返還

■個人情報の取り扱いに関する事項

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介担当者とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者としてすることとする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1. に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づく本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うものとする。更に

これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行うこととする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者とする。

■各種取扱責任者

求人者情報、個人情報の取扱者、並びに苦情処理責任者は、以下の通りです。

- ・職業紹介責任者 曾根崎 徳之 TEL：092-433-5858